

新規収載品の外国価格調整について

1. 価格調整の水準

- 1) 外国価格参照制度は、平成14年改定において、新規医療材料の価格調整に導入され、その際の外国平均価格との倍率は2倍を上限とされた。
- 2) 平成20年改定において、新規の上限について、「次回改定（平成22年改定）において、1.5倍とすることをにらみつつ、1.7倍とする。」とされた。
- 3) 平成22年改定において、新規の上限について、上記の内容を受け、1.5倍となった。

	新規の価格上限
平成14年改定	<u>2倍以上の場合に2倍</u>
平成16年改定	〃
平成18年改定	〃
平成20年改定	<u>1.7倍以上の場合に1.7倍</u>
平成22年改定	<u>1.5倍以上の場合に1.5倍</u>

2. 新規収載品についての論点（案）

- 平成24年改定でオーストラリアを追加したが、これまでのデータの推移を踏まえつつ、薬価専門部会の議論も参考に、より適切な外国平均価格の算出方法及び価格調整の比較水準についてどの様に考えるか。